

奈良市第 4 次総合計画
作成業務委託

仕 様 書

平成 21 年 8 月 13 日

奈 良 市

第1章 総 則

第1条 業 務 目 的

「奈良市第4次総合計画作成業務委託」（以下「本業務」という。）は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画（以下、「第4次総合計画」という。）の策定を目的とする。

計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、これまでの総花的に施策を羅列した総合計画からの脱却を図り、時代の潮流を的確に把握した新たなまちづくりの指針を描くものとする。

さらには、平成20年度に実施した基礎調査から得られたデータの活用、市が既に示している各種の政策や分野別計画、県・国の関連計画との整合性及び効果的な推進を図り、実効性の高い計画を策定することを目的とする。

第2条 適 用 範 囲

本仕様書は、奈良市（以下「甲」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

第3条 適 用 基 準 等

1. 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

2. 業務対象区域

業務対象区域は、奈良市全域とする。

第4条 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに「甲」・「乙」協議の上、「乙」は「甲」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

第5条 履 行 期 間

本業務の履行期間は、契約締結の日から平成23年3月31日までとする。

第6条 提出書類

「乙」は本業務実施にあたって次の書類を速やかに「甲」に提出し、承認を得るものとする。

1. 作業実施計画書
2. 業務着手届
3. 管理技術者届兼経歴書
4. 業務工程表
5. 貸与データおよび資料に関する誓約書
6. その他「甲」が指示するもの

第7条 管理技術者及び技術者

1. 管理技術者は、業務の全般にわたり、技術管理を行うものとする。
2. 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に「甲」「乙」十分協議を行うとともに常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

第8条 打合せ

「乙」は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、「甲」と打合を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、「甲」の承認を得るものとする。打合は、初回、中間回、納品時を基本とするが、各会議前には確認協議を行うものとする。

第9条 秘密の保持

本業務において、「乙」の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

第10条 損害賠償

「乙」は、本業務中に生じた「乙」の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には「乙」が一切を処理するものとする。

第11条 資料の貸与

「乙」は、本業務に必要な資料を「甲」より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

第12条 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、「乙」の責任において迅速に処理するものとする。

第13条 検 査

本業務実施中、「乙」は必要に応じて「甲」の中間検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は「乙」が負担するものとする。

第14条 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて「甲」の所有とし、調査結果についても甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

第 2 章 業務内容

第 15 条 業 務 概 要

奈良市においては、現行の奈良市第 3 次総合計画の計画期間が平成 22 年度で終了するため、新たなまちづくりの指針となる第 4 次総合計画を作成するが、総合計画作成を確実に順調に遂行するため、作成全般の細部にわたるコンサルティング業務、印刷等を行う。

業務概要は次のとおりとする。

1. 計画準備

本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業計画を立案するものとする。また、業務の遂行に必要な資料収集について甲と調整を図り、適切な作業計画とする。

2. 基本構想及び基本計画策定支援

昨年度実施した奈良市次期総合計画策定基礎調査の結果等を踏まえ、又、市の個別施策の分野別計画や国・県の中長期的な関連計画等との整合性の確保に配慮し、基本構想及び基本計画の策定の支援を行う。

3. 総合計画の各施策・事業の進行管理の手法の支援

総合計画が実効性のあるものとなるよう、施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、総合計画の進捗管理に必要な手法の支援を行う。

4. 市民参加を図る事業の運営支援

総合計画策定において、市民等から広く意見を求めるために実施する市民参加を図る事業（市民会議等）への参画、資料・会議録等の作成等の運営支援を行う。

5. 各種会議の運営支援

奈良市総合計画審議会、庁内総合計画策定委員会等の会議における資料、会議録等の作成等の運営支援を行う。

6. 総合計画書、概要版等の作成

【詳細】

☆平成 21 年度

(1) 基本構想の作成支援に関すること

- ・ 基本構想の構成設定支援
- ・ 将来都市像・基本目標設定支援
- ・ 基本構想素案のとりまとめ・修正
- ・ 土地利用方針の策定支援

(2) 基本計画案の作成支援に関すること

- ・ 政策・施策体系の構築、重点戦略の設定支援
- ・ 基本計画案の構成設定支援

(3) 市民会議の運営支援に関すること

- ・ 50 人以内の委員が第 4 次総合計画の基本構想に係る内容（奈良市の将来都市像、今後のまちづくりの基本的方向等）について議論。
- ・ 平成 21 年度に全体会議 3 回、分科会延べ 25 回程度（5 分科会× 5 回程度）開催予定。

- ・ 会議運営にかかる提案
- ・ 会議への出席（ワークショップの準備、ワークショップの司会進行やワークショップにおける助言・提言等ファシリテーター的役割を含む）
- ・ 会議録（概要）作成
- ・ 関連資料作成支援
- ・ 市民会議報告書のとりまとめ

(4) 奈良市総合計画審議会の運営支援に関すること

- ・ 審議会 3 回、審議会小委員会 1 回 開催予定。

- ・ 会議運営にかかる提案
- ・ 審議会提出資料作成支援
- ・ 会議録作成支援

(5) 基本構想(案)についてのパブリックコメント実施の支援

☆平成 22 年度

(1) 基本計画案の作成支援に関すること

- ・ 計画の進捗管理に必要となる達成目標・指標の設定支援
- ・ 基本計画案の検討
- ・ 基本計画案のとりまとめ・修正
- ・ 計画の進捗管理手法の提案

(2) 実施計画案の作成支援に関すること

- ・ 実施計画案の構成設定ととりまとめの支援

(3) 総合計画書の作成に関すること

- ・ レイアウトの提案
- ・ 図表、地図、イラスト、概念図、写真等を盛り込んだ編集
- ・ 最終印刷版の原稿作成
- ・ 印刷

(4) 総合計画書概要版の作成に関すること

- ・ レイアウトの提案
- ・ 図表、地図、イラスト、概念図、写真等を盛り込んだ編集
- ・ 最終印刷版の原稿作成
- ・ 印刷（戸別配布のための仕分け作業を含む）

(5) 奈良市総合計画審議会の運営支援に関すること

・ 審議会 5 回、審議会部会延べ 9 回（3 部会×3 回）、小委員会 4 回開催予定。

- ・ 会議運営にかかる提案
- ・ 審議会提出資料作成支援
- ・ 会議録作成支援

(6) 庁内総合計画策定委員会の運営支援に関すること

- ・ 会議運営にかかる提案
- ・ 資料作成支援

(7) 地域懇談会等の開催支援に関すること

西・中・東の 3 ブロックで開催（3 回開催）予定。

- ・ 会議運営にかかる提案
- ・ 意見の整理、会議録作成
- ・ 関連資料作成支援

(8) 指標現状値設定アンケート調査の実施に関すること

計画の進捗管理のための達成目標・指標を設定するにあたってアンケート調査を行い、市民意識の結果等を現状値として活用する。アンケートの対象数は1,000件程度。アンケート調査の実施に必要な印刷費、郵送費は「甲」が負担するものとする。

- ・ アンケート集計
- ・ アンケート結果の分析

(9) 基本計画(案)についてのパブリックコメント実施の支援

第3章 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

基本構想、基本計画を総合計画書として取りまとめる。

1. 総合計画書、総合計画書概要版、実施計画書の各原稿データ一式（電子記録媒体に保存、ホームページ掲載のためのPDFデータを含む）
2. 総合計画書（A4サイズ、本文170ページ程度、無線綴じ製本、表紙カラー、本文2色刷、表紙：アートポスト紙菊判125K、見返し：色上質紙A判特厚口、本文：マットコート紙菊判48.5K、1,200部）
3. 総合計画書概要版（A4サイズ、8ページ程度、中綴じ製本、オールカラー、上質紙菊判38K、163,000部）
4. 平成22年3月に中間報告として、平成21年度に実施した支援業務内容を記した業務報告書を提出する。

第4章 その他

1. この業務の実施に際しては、常に「乙」は「甲」との連絡を密にし、疑義が生じた場合等業務の遂行に支障を来す恐れがある場合には、「乙」は速やかに「甲」と協議し、「甲」の指示に従うものとする。
2. 「甲」へ提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、「甲」が使用するにあたり、支障のないものとする。